

「墨田区児童館のあり方」の改定（案）について

1 改定の目的

本区では、平成30年3月に「墨田区児童館のあり方」を策定し、児童館運営の基本理念・施設整備の基本方針を示したところである。

その後、令和5年4月に「こども基本法」が施行されるとともに、令和5年12月には「こども大綱」及び「こどもの居場所に関する指針」が閣議決定された。

そこで、児童や保護者のニーズ、国の動向、墨田区児童館を取り巻く環境の変化等を反映した「墨田区児童館のあり方」改定（案）を取りまとめたので報告する。

2 改定の検討状況

（1）墨田区児童館のあり方検討委員会の開催

ア 開催目的

利用者ニーズや時代の変化に即した「墨田区児童館のあり方」へと改定するため

イ 開催日と主な議題

	開催日	主な議題
第1回	令和6年7月8日	墨田区児童館の現状と課題、国の動向等、墨田区児童館を取り巻く状況について
第2回	令和6年8月19日	児童館に求められるソーシャルワークの展開、子どもの権利（意見聴取）等、児童館の役割について
第3回	令和6年11月11日	「墨田区児童館のあり方」改定（案）について

ウ 主な意見

- 児童館は0歳から18歳までを包括し、連続した期間にこどもと関わることで、切れ目のない支援ができる唯一の施設である。
- 児童館がこどもの生活圏、徒歩圏になければ、こどもにとっての施設にはならない。
- 地域における子育て支援やコミュニティの核であるとともに、福祉的役割をも担う施設であり、職員にはソーシャルワークの視点や能力が必要であり、求められている。

（2）アンケートの実施

ア 調査目的

こども基本法の趣旨を踏まえ、児童とその保護者の意見や思いを「墨田区児童館のあり方」に反映させる。

イ 調査対象、実施期間・場所、回答数

対象	実施期間・場所	回答数
小学生	令和6年9月2日（月）から9月13日（金）まで 小学校5校、中学校3校で実施	1,960
中学生		1,280
高校生世代	令和6年9月2日（月）から10月4日（金）まで 区内全児童館で実施	50
保護者		75
計		3,293

3 「墨田区児童館のあり方」改定（案）

- (1) 「墨田区児童館のあり方」改定（案）【概要】 【資料1】
- (2) 「墨田区児童館のあり方」改定（案） 【資料2】

4 主な改定点

- ① 改定前の基本理念は、児童館ガイドラインを引用していたが、改定後は、「こどもまんなかすみだの実現」を目指すため、墨田区の実情に即した「すみだ」らしい基本理念とする。また、基本方針に関しては、墨田区児童館の運営方針と施設整備方針に整理し、位置付けを明確にした。
- ② あり方改定の背景と目的、位置付け、計画期間（5年間）、歴史、児童館ガイドラインの要点等を追記する。
- ③ 第6章4「具体的な方策」中に、こどもの権利や意見を尊重した活動、地域の中のセーフティネットとしての児童館、職員の育成、子どもの権利擁護等を追記する。
- ④ 第7章2「児童館別の現状評価及び方向性」中に、施設整備の方向性として建替えを検討する館を明記する。

5 今後の予定

- 令和6年12月 パブリックコメントの実施（令和7年1月まで）
- 令和7年 2月 第4回墨田区児童館のあり方検討委員会の開催
- 3月 区議会子ども文教委員会への報告